

旧武雄邑主鍋島氏別邸庭園（御船山楽園） の佐賀県名勝指定に伴う指定書の伝達式

平成31年3月27日に佐賀県文化財保護審議会が指定について答申をし、4月26日に佐賀県公報への告示により、正式に佐賀県名勝に指定されました「旧武雄邑主鍋島氏別邸庭園（御船山楽園）」の指定書の伝達が、武雄市長から所有者である楽園計画株式会社 代表取締役 小原嘉久 様へ行われます。日時と場所につきましては、下記のとおりです。

【指定書の伝達式】

<日時> 令和元年6月10日（月） 14:00～14:30頃終了予定

<場所> 御船山楽園ホテル（晴天時は御船山楽園正門前、雨天時はホテルの一室）

【御船山楽園の概要】

旧武雄邑主鍋島氏別邸庭園（御船山楽園）は、弘化2年（1845年）に武雄邑主鍋島茂義が京都から狩野派の絵師を招いて造った「萩の尾園」という別邸の池泉庭園を基礎とし、その後、明治後期から昭和初期にかけて規模を拡張し、追加植栽をした庭園になります。

幕末の佐賀藩主鍋島直正（閑叟公）が武雄温泉に持病の治療に訪れた際に、萩の尾園にも立ち寄り、あまりにも素晴らしい景観を見て「溪山崖所（けいざんがいしょ）」の書を贈っていることから、池の周囲を散策するとともに、端岳の絶壁の眺望を楽しむ庭園であったと推察されます。

昭和48年（1973年）からは、小原様が所有をされることとなり、御船山楽園ホテルの開業とともに一般公開を行われてきました。

現在は、御船山楽園として公開をされており、桜・躑躅・紅葉の名所として多くの来園者で賑わっております。



— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市教育委員会 こども教育部 文化課 文化財係 TEL 0954-23-9181